

国勢調査



▲国勢調査のイメージキャラクター「みらいちゃん」

●国勢調査へご回答いただきありがとうございました

国勢調査は、10月1日現在、日本に住んでいる全ての人および世帯を対象とする日本で最も重要な統計調査です。

調査結果は、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

皆さんにご回答いただいた内容は、国において集計を行い、平成28年2月頃に速報を公表した後、詳細な結果を順次公表する予定です。

国勢調査に関する問合せ先

- 釧路地域 市役所都市経営課統計担当 (☎31-4205)
- 阿寒地域 阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当 (☎66-2121)
- 音別地域 音別町行政センター地域振興課地域振興担当 (☎01547-6-2231)

●まだご回答がお済みでない方へ

ご回答がお済みでない世帯の方は、至急、調査票へご記入いただき、調査票と一緒に配布した郵送提出用の封筒にてご提出いただくようお願いします。

調査票がお手元ない場合は、上記の問い合わせ先までご連絡ください。



▲国勢調査のイメージキャラクター「センサスくん」

マイナンバー制度がスタートしました



10月中旬から、順次「個人番号通知カード(兼個人番号カード交付申請書)」の発送が始まっています。お手元に届くには、2週間から4週間程度かかると想定されています。まだ配達されていない方は、もうしばらくお待ちください。

マイナンバー制度に関する不明な点は、下記へお問い合わせください。

「個人番号通知カード」や「個人番号カード」の交付申請について

問合せ先 市役所戸籍住民課マイナンバー専用ナビダイヤル
(☎0570-001-946 通話料が掛かります) 午前8時50分～午後5時20分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

釧路市のマイナンバーの利用について

問合せ先 市役所情報システム課 (☎31-4510) 午前8時50分～午後5時20分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

マイナンバーの制度全般について

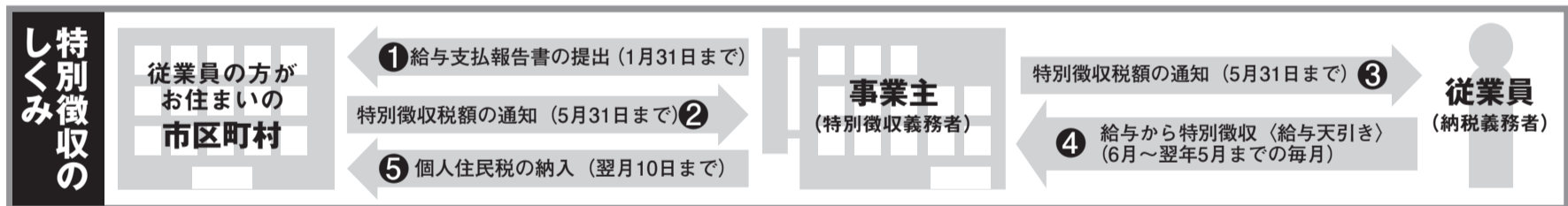
問合せ先 総務省マイナンバー専用ナビダイヤル (☎0570-20-0178 通話料が掛かります) 午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

個人住民税を特別徴収にしていない事業主、自分で納付手続きをしている従業員の皆さんへ 個人住民税は特別徴収で納めましょう

問合せ先 市役所市民税課市民税担当 (☎31-4515)

特別徴収とは...

事業主(給与支払者・特別徴収義務者)が、従業員に毎月の給与を支払う際に、市・道民税を天引きし、従業員のお住まいの市町村に納入していただく制度です。



●事業主の皆さん

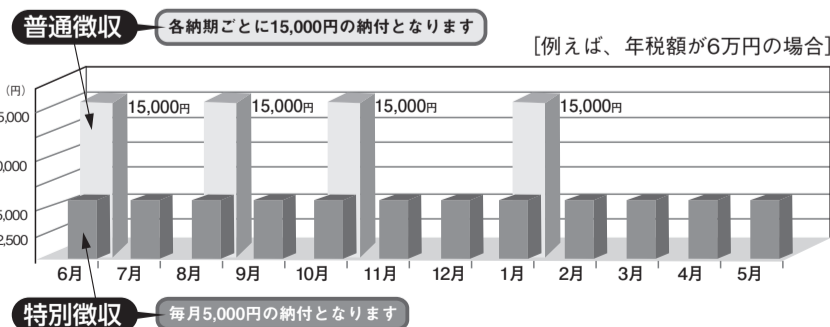
所得税のように事業主が税額計算をする必要はありません。

毎年5月に「特別徴収税額決定通知書」で天引きしていただく税額をお知らせしますので、通知された従業員の方の毎月の給与の支払い時に天引きし、翌月10日までにまとめて市に納入してください。また、年の途中で、従業員の退職・転勤・その他の理由によって、給与が支払われなくなったときは、「給与所得者異動届出書」で市に報告してください。

●従業員の皆さん

特別徴収を希望される方は、お勤め先にご相談ください。

普通徴収(納税義務者が自分で納税通知書により納付する方法)では、年4回に分けて自分で納付していただくのに対し、特別徴収では、12回に分けて毎月の給与から天引きされるため、1回あたりの負担が少なくなるとともに、納め忘れの心配もなくなります。



～個人住民税の特別徴収に関するQ&A～

Q. 特別徴収を始めるにはどうしたらいいのでしょうか?

A. 「給与支払報告書(総括表)」を提出する際に、特別徴収できない方(退職者など)に区分し、「特別徴収希望有」にマルを付けてください。年の途中で特別徴収を始める場合には、1月1日現在に従業員の住所がある市町村へ「特別徴収への切替届出書」を提出してください。

Q. 毎月納めるのは大変なので、まとめて納める方法がありますか?

A. 特別徴収した個人住民税は、原則として、徴収した翌月の10日までに市町村に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時10人未満である場合には、市町村長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回にまとめて納入できる「納期の特例」の制度があります。

Q. 従業員が少なく、今まで特別徴収していなかったのですが、なぜ特別徴収をしないといけないのでしょうか?

A. 地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、原則、住民税を特別徴収していただくことになっています。